

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、8月22日に保谷剛正推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字平松字栗木地内にある畑1筆、面積640㎡でございます。農地の現況は保全管理されております。</p> <p>譲受人は農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では小麦を作付けするということです。</p> <p>また、通作については自動車で5分程度の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、飯能市大字川崎地内にあります障がい者福祉施設を運営しています。</p> <p>申請地を取得し、社会福祉事業の一環として農作業用地を拡大したく申</p>

請するものでございます。同施設は就労継続支援B型及び生活介護の多機能事業所であり、利用者が携わる作業として菓子パン・調理パンの製造販売をしており、麦の栽培に取り組む計画をしています。

また通作に関してですが、施設から申請地までは車で5分程度ですので、通作可能であると考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和4年8月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条第一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、機械の所有状況および作業員数に関する農地法第3条第2項第1号には該当しません。ただし、耕うん機1台の所有と1台のリース、バインダー2台のリース、その他必要な農機具を所有しています。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条第一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、常時営農する要件である農地法第3条第2項第4号には該当しません。

5つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条第一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、下限面積の要件である農地法第3条第2項第5号には該当しません。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番

現地確認をしたところ、申請地は隣接農地との境界が判りにくいため、地権者と立会いのもと境界の確認をしていただきたいと思います。

事務局

当件について、申請者には事前に伝えていきます。

8 番	申請地の農地売買価格を教えてください。
事務局	農地売買価格は約 25 万円です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3-1 について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、審議をいたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について審議いたします。地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。
4 番	議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5-1 について、8 月 23 日に吉田彰宏推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。 申請地は大字下名栗字小沢名土地内にある畑 1 筆 274 m ² です。 農地の現状は、保全管理されております。 周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。 説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、市外の戸建て住宅にて家族5人で生活しております。

申請人は、自然豊かで静かな環境で生活することを希望しており、近い将来の結婚・子育ての場所としての条件、また、通勤にも支障のない場所としての条件に合う土地を探していたところ、今回の申請地が条件に合うことから当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和4年8月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費に対し、自己資金と融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

特段ありません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、8月22日に吉田勝紀委員、大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字上畑字大西畑地内にある畑1筆463㎡です。

農地の現況ですが、作付けはないが、保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

本申請は、飯能住まい制度としては、64件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請人は、都内の分譲マンションに家族4人で生活しております。

申請人は夫婦ともに自然豊かで景観のよい環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、また、都心にある職場にも座って通勤できることなどができる場所ということで、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。

申請年月日は、令和4年8月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子推進委員の説明のとおりです。同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、8月22日に吉田勝紀委員、大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上畑字中畑地内にある畑1筆135㎡です。</p> <p>農地の現況ですが、作付けはないが、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響は特段ないものと考えられます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。</p> <p>本申請は、飯能住まい制度としては、65件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。</p> <p>申請人は、市内の賃貸マンションにて妻と2人で生活しております。</p> <p>申請人は現在、都内に勤務しておりますが、職場まで通勤が可能な場所であること、また、夫婦ともに自然豊かな環境で家庭菜園をしながら生活することを希望しており、現在の住まいの近辺から希望する土地がないか探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用して申請するものです。</p> <p>申請年月日は、令和4年8月5日、同日農業委員会受付となっております。</p>

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、建築費に対し、すべて融資にて対応することの関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大河原佐智子委員の説明のとおりです。

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

申請地から少し離れて北側にある土地は、道路ですか。

事務局

県道下畑軍畑線です。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方は、新規での利用権の設定になります。</p> <p>経営作物は、長ネギなどの露地野菜です。</p> <p>販路としては、主にうどんを製造している会社への販売です。</p> <p>整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。</p> <p>化学肥料は一切使わず、緑肥をすき込むなど自然農法でやられています。</p> <p>小麦を作付けされており、市内の飲食店へ卸しています。</p> <p>その他固定種野菜で、キュウリ、トマト、ナス、ピーマン、など20種類程度の野菜を作付けしております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p>

議長	整理番号2番の方は、自然農法とのことですが、周辺農家から草の苦情などはありますか。
事務局	苦情などは特にごさいません。
議長	整理番号2番の方は、農業のほかに学習塾もやっているとのことだが、農業に専従出来ているのですか。
事務局	<p>申請人からは、日中は農業に専念して、夜間に学習塾を営んでいると聞き取りをしております。</p> <p>申請人の追加情報ですが、インターネットのお取り寄せ通販サイトを利用して、都内や神奈川県の方などにも販売をしているとのこと。</p>
2番	整理番号2番の申請地は、更新ですか。
事務局	更新です。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p>
	【なしの声あり】
議長	<p>なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
	【付議案件4「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。